

熊野古道センター常設展示の在り方にかかる検討会議 要綱

令和4年8月30日制定

(開催)

第1条 平成16年度に世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」を国内外に発信し、その保護と活用の拠点としての役割を担う三重県立熊野古道センターの常設展示について、有識者からの意見を幅広く聴取し、同センターの展示の在り方に反映させるため、熊野古道センター常設展示の在り方にかかる検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- 1 常設展示の内容及び構成等に関する事項
- 2 その他、展示資料に関する事項

(構成員)

第3条 構成員は若干名とし、学識経験者及び展示に関する専門知識を有する者の中から、紀北地域活性化局長が委嘱する。

(座長・副座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、構成員から互選により選出する。
- 3 座長は、検討会議を進行する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(検討会議)

第5条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 検討会議は、会議員の過半数の出席により成立する。

(オブザーバー)

第6条 検討する事項によりオブザーバーの参加を要請することが出来る。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、紀北地域活性化局に置くものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、紀北地域活性化局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月30日から施行する。
- 2 この要綱は、検討会議としての役割を終えた日に効力を失う。

構成員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	【分野】	所属名	役職
大西 かおり	【環境教育】	NPO法人大杉谷自然学校	校長
大野 照文	【博物館経営、地質学】	(前)三重県総合博物館 高田短期大学 図書館長	館長 特任教授
櫻井 治男	【宗教学、民俗学】	皇学館大学	名誉教授
速水 亨	【林業・経営マネジメント】	速水林業	代表
三石 学	【民俗、地域振興】	熊野旅の文化企画 熊野市文化財専門委員長	代表

オブザーバー

- ・【指定管理者】NPO法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク
- ・一般社団法人東紀州地域振興公社

事務局

- ・三重県紀北地域活性化局
- ・三重県地域連携部南部地域活性化局東紀州振興課